

ひょうご de 就農

新しく農業を始めたい あなたに・・・



(一社) 兵庫県農業会議・ひょうご就農支援センター / (公社) 兵庫みどり公社 / 兵庫県

Contents

1	はじめに	1
2	日本の縮図兵庫の農業	2
3	就農へのイメージとみちすじ	3
4	先輩新規就農者からのアドバイス	6
5	技術やノウハウの習得	8
6	就農地の選定と農地の確保（権利取得）	12
7	資金の確保	16
8	青年等就農計画制度	18
9	各種事業	20
10	農業改良普及センター（地域就農支援センター事務局）	22
11	関係機関	23
12	参考	24

表紙：新規就農先輩の皆さん（ひょうご就農支援センターホームページ）



はじめに

兵庫県では、ひょうご就農支援センターと13の地域就農支援センターで就農支援ネットワークを構成し、「農業を始めたい」と希望される方からの相談に応じています。

相談に来られる方の想いは、“すぐにでも農業を始めたい”“農業法人等へ就職して給料を貰いながら技術を身に着けたい”“農業体験・農業研修をしたい”“農村（田舎）暮らしをしたい”など、さまざまです。

一方、農業の現場では、農業の担い手が減少し、地域の活性化のためにも新たな担い手を求めています。

これに対応して、国、都道府県、市町村において、担い手確保のための取り組みを行っています。本県の就農支援ネットワークもその一つです。

このネットワークを訪れたみなさんは、すでに農業の担い手へのスタートに立たれています。この冊子「新しく農業を始めたいあなた」があなたの就農のお役に立てば幸いです。

令和2年4月

（一社）兵庫県農業会議
ひょうご就農支援センター
（公社）兵庫みどり公社
兵庫県



日本の縮図 兵庫の農業

兵庫県は、北は日本海、南は瀬戸内海から太平洋に面し、中央部に中国山地が横断するため、「日本の縮図」といわれるほど、地質、地形、気候などの自然条件が地域によって大きく異なります。

北部は水稻を主体とした地帯であり、南部は温暖な気候を利用した多毛作地帯で、京阪神という大消費地が控えているなど、それぞれの立地条件や気象条件などを生かした多種多様な農業が展開されています。



就農へのイメージとみちすじ

1 イメージと対応方向

あなたの希望	対応方向	相談窓口
農のある暮らし	生活に農作物作りを取り入れたい	市民講座受講、農業体験イベント等に参加する → 兵庫楽農生活センター
	市民農園、滞在型貸農園を借りる	→ 市町市民農園担当窓口
	田舎に移り住み自給程度の農業を営みたい	希望する定住地を探す → ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会 カムバックひょうごセンター
農業を体感する	今の仕事・学業を続けながら農業の知識・技術を身につけたい	兵庫楽農生活センターで農業を学ぶ → 兵庫楽農生活センター
	民間の農業塾等に入塾する	→ ひょうご就農支援センター 地域就農支援センター
	農業がどんなものか体験したい	農業インターンシップ研修を受ける
技術を習得する	専門的な知識・技術を身につけたい	県立農業大学校で研修する（高設栽培等） → 県立農業大学校
	兵庫楽農生活センターで研修する（有機、高設、無加温施設等）	→ 兵庫楽農生活センター
	酪農ヘルパーを目指す	→ 県酪農農業協同組合
農業を始める	農業法人等に就職したい	求人情報を入手する → ハローワーク 農業法人等求人情報サイト
	農業法人等のセミナーや説明会に参加する	→ ひょうご就農支援センター
	独立して農業を始めたい	農地の情報を入手する → 市町農業委員会 兵庫みどり公社（農地バンク）
	就農支援制度の情報を入手する 資金確保の方法を検討する	→ ひょうご就農支援センター 地域就農支援センター 兵庫県、市町 日本政策金融公庫、JA
	親方農家の下で研修する	→ ひょうご就農支援センター 地域就農支援センター

2 就農までのみちすじ

情報を集める

- ① 就農情報や農業の基礎的な知識を集めます。
 - ア 農業を始めるための情報を集めたり、就農相談のためにひょうご就農支援センターや地域就農支援センターを訪ねよう。
 - イ 新規就農関係の各種相談会等に参加しよう。
 - ウ 農業の基礎的な用語を理解しよう。
- ② 農業体験や現場見学の機会を作ります。
 - ア 関心のある講座、イベント、研究会に参加しよう。
 - イ 研修機関を訪問しよう。研修生と交流しよう。(農大・楽農生活センター)
 - ウ 生産の現場である農村、農家に出向いていって積極的に話を聞こう。
 - エ 農産物直売所には定期的に行き、生産と流通双方の情報を集めよう。

独立就農

目指す農業経営のビジョンを明確する

- ① やらうとする農業経営の具体的なイメージを作ります
 - ア どんな作物を栽培するか、作物・部門を考えよう。
 - イ 作目は単一の専作経営か、複数以上の複合経営か、経営のタイプを決めよう。
 - ウ 露地栽培か施設栽培か、通常栽培か有機栽培か、など栽培方法の選択を考えよう。
 - エ 農作業に従事できる労働力と作目・経営タイプ・栽培方法や、経営規模などが適正か、考えよう。
 - オ 選択作目や生活条件、県・市町の支援措置等から就農候補地を検討しよう。
 - カ 就農計画(就農までの工程表)を作ろう。
- ② 理解者、協力者を作ります。
 - ア 配偶者、家族、友人に就農計画を熱く語り、協力者にしよう。
 - イ 地域からの理解、信頼を得よう。
 - ウ 関係者(市町、農協、農業委員会、就農支援センター、指導農家)の賛同と共感を得よう。



納得できる営農基盤をつくる

- ① やらうとする農業の技術(生産と経営)とノウハウを身につけます。(P8～11)
 - ア 農大、楽農生活センターの研修を受けよう。
 - イ これはと思う師匠を見つけ、自信がつくまで研修しよう。
 - ウ 関係機関のスタッフや指導農家と何でも相談できる信頼関係を築こう。
 - エ 農業者向けの研修会、講習会にできるだけ参加しネットワークを作ろう。
- ② 農地の選定は慎重に、経験者の意見を聞いて決めます。(P12～15)
 - ア 農地は広い範囲から探し、地元農業委員会には詳しい情報(就農計画など)を伝えよう。
 - イ 農地法の基本的なルールを理解しよう。
 - ウ 成功の決め手は農地の良し悪し。あらゆるネットワークを駆使して探そう。
 - エ 農地に付帯する、住居、作業場、農機具置場も考慮しよう。
- ③ リスクに強い健全な資金計画を立てます。(P16、17)
 - ア 中古機械や中古施設の利用などで初期投資を可能な限り抑えよう。
 - イ 経営試算は楽観的な見通し、希望的な数字を避け、実現可能なデータで査定しよう。
 - ウ 安易に融資に頼らず、自己資金、親族、友人からの援助、出資を確保しよう。
- ④ 認定新規就農者の認定を受けよう。(P18、19)

持続可能な農業経営を始める

- ① 経営の記録をつけます。
 - ア 農業簿記(複式簿記)を身につけ、経営記帳の習慣をつけよう。
 - イ 毎日農作業日誌をつけ記録に残そう。
- ② 小規模経営からスタートし経営に自信をつけます。
 - ア 自己の作業能力、投下可能労働時間、投下可能資金を把握しよう。
 - イ 生活費をできるだけ抑え、不急の出費を避けよう。
 - ウ 記録をもとに指導者を交えて経営改善策を検討しよう。
- ③ 制度資金を利用して規模を拡大します。
 - ア 持続可能な経営規模を把握しましょう。
 - イ 必要かつ妥当な設備投資額を算出しよう。
 - ウ 融資制度を理解し、周到的償還計画を立てよう。
 - エ 長期経営ができるよう経営基盤の点検、見直しをしよう。



マイナビ農業

各市町の支援制度を
プランにして掲載



雇用就農

- ① ハローワーク、JAグループが開設した求人情報サイト等により求人情報を収集する。
- ② 農業法人等の就職セミナーや説明会に参加して情報を収集する。
- ③ 作目、地域の希望を明確にする。
- ④ 勤務内容(農作業が中心か、加工、販売、事務作業が中心か)を確認する。
- ⑤ 運転免許等資格の要否、労災保険、雇用保険等の加入条件を確認する。

農業法人等に就職する

経営の中核を担う

※雇用就農を経て独立就農する場合は上段のみちすじへ

就農する前の心構え

- ◆土や草、風、汗が好きな人、農業が本当に好きな人は何とかなるものです。どんどんチャレンジしてみてください。実際にやらないと見えないこと、わからないこともあるので。ただ、「忍耐」「努力」そして何よりも「体力」が求められます。
- ◆必要なのは、意欲と勇気と知恵と運です。そして、家族の理解と協力です。

- ◆何でも柔軟に受け入れて、飛び込んでいく姿勢が大切ではないでしょうか。
- ◆情報収集のアンテナも常に広く張っておくべきです。
- ◆また、農村は地域社会、共生社会ですから、協調性は大事です。

- ◆自分の好きなことに信念をもって真剣に取り組む。普及センター等関係機関と常に連携をとり情報を集める。生活設計と経営計画は十分検討して無理のない見通しをたてる。栽培から販売まで総合的な経営力が求められる。
- ◆若い独身者だからといって気軽に取り組めると考えるのは危険。一定の技術水準に到達した上で就農しなければ成功はおぼつかないと思います。

- ◆農業に対して夢を持ち、将来をかけることができる魅力を感じることが大切。そしてその魅力は誰に教えてもらうものでもなく、自分自身が自分なりの農業観を持つことで感じられると思う。
- ◆いきなり就農という安易な発想をしないこと。技術習得や地域選定、資金確保等、つらい努力を乗り越えた人が、よい営農（生活）環境を手に入れることができるのです。

就農候補地探し

- ◆就農するに当たっての土地さがしと資金の調達が大変だった。特に、農地・施設の借入れについては普及センターの全面的な協力により、困難はあったが手に入れることができた。
- ◆農業への新規参入が増えてきているとはいえ、農地を提供してくれる人は少ないのが現状。市町、農業委員会、農業協同組合、県、農業改良普及センターや農会長、農家に相談し協力を得て探す。

- ◆就農候補地を探すときは、自分の足で歩くこと。歩くだけ得るものがあります。
- ◆地域の人とも親しくなれ、就農する近道になると思います。
- ◆地域に飛び込む意欲と勇気を持ちましょう。

有機栽培について

- ◆畑に生態系がよみがえり、出荷できる農産物ができるまで、5年間くらいは、かなりの努力（労力・経費等）が必要になります。この期間はとくに苦勞をしました。
- ◆有機栽培の場合、有利販売を目的とした市場出荷はかなり難しいです。
- ◆最初から自分で販路を考えておくべきでしょう。



経営・生活でこんな苦勞が

- ◆基本的に自分で全てやらなければならないので、仕事に終わりがありません。
- ◆どうしても自然に影響されることが大きい仕事であり、それが収入に直結するということは分かっている、でも、現実はずっとつらいものがある。
- ◆就農1年目に襲ってきた大型台風により、ハウスに少なからず被害があったこと。地形的に強風による被害が甚大だが、借地のため強度の高いハウスが建設できない。
- ◆1人でどんなにがむしゃらに頑張っても、何も進まないときがあります。
- ◆自分にとっての味方、アドバイザーを1人でも多く見つけること。何でも腹を割って愚痴をこぼしたり、相談できる先輩がいるのと、いないのでは精神的にも大きく違います。

- ◆子供や赤ちゃんがいると、農作業も自分だけの都合ではできません。
- ◆就農に当たっては家族の支えが必要です。
- ◆失敗したと思っている事は、就農1年目に青色申告をしていなかったこと。当時、白色申告していたが、お金の出入りが分かりづらい。就農1年目に投資の額が大きかっただけに、その把握ができなかったこと。
- ◆梅を植え付けた当初、イノシシの被害が大きく、柵ができるまで大変でした。

就農してよかったこと

- ◆妻と一緒にいる時間がサラリーマンの時よりはるかに増えた。自立感、達成感が家族で味わえます。
- ◆日常生活の中で自然を感じられるところです。また、農業は自分が計画を立てて、実行したことが全て答えとして出て、自分でそれを確認できるところが面白い。

- ◆充実感がある。収穫物がお金になるという達成感であり、作業などをこまめにやろうと自らに課することができる喜びでもあります。

新規就農で成功するために覚えておきたいこと

1. 親方を見つける（親と頼む人、親代わりの人）。
2. 師匠をつくる、増やす。
3. しっかりかぶりは絶対しない！素直に聞き、理解し、実行すること。
4. 人の輪の中にいること。ひとり孤独にならないこと。
5. 仲間を、目標を、ライバルをつくること。
6. 自分のためだけでなく、地域のために努力すること。
7. 就農地を選ぶ根拠を明確にすること。
8. 優良な農地を借りる努力をする。安易に買わない。
9. 就農開始資金はたくさん確保すること。金が無ければ農業はしないこと。
10. 設備投資は有利な借入金を利用する。



技術やノウハウを習得

※新型コロナウイルス感染拡大防止対策によって変更になることがあります。(各機関に問い合わせてください)

1 (一社) 兵庫県農業会議・ひょうご就農支援センター

農業インターンシップ研修

農業という職業が自分のイメージと合っているか、農業に
適性があるかなどを、体験を通じて確認する研修です。

【体験期間】 短期…1日～7日、中期…1ヵ月～6ヵ月
(体験日は受入先と調整)

【受入先】 兵庫県内各地域の優れた指導農家や農業法人
(一社) 兵庫県農業会議が、体験研修者を被保険者とする傷害保険に加入します。
保険料は(一社) 兵庫県農業会議が負担します。



インターンシップの期待される役割

- 農作業体験を通じて、動植物を育てたり、成長の過程に触れて就農への意欲を醸成する。
- 実践の場に触れ「自分の手に負えるか」を確認し就農への是非を固める。
- プロ農家とのマッチングにより理解者と支援者を得る機会となる。

問い合わせ先

(一社) 兵庫県農業会議 ひょうご就農支援センター

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4-15-3 兵庫県農業共済会館3階

TEL 078-391-1222 FAX 078-391-8755

<http://www.hyogo-shunou.jp/>

2 (公社) 兵庫みどり公社

(1) 農業入門講座in駅前

農業や就農に関心のあるサラリーマン等を対象に、
農業の基礎知識を学べる講座(6回シリーズ、年4期)を開催します。



	第1期	第2期	第3期	第4期
開催日	新型コロナウイルス 感染拡大防止対策 により中止	7/28(火)、8/4(火)、 8/11(火)、8/18(火)、 8/25(火)、8/29(土)*	9/15(火)、9/22(火)、 9/29(火)、10/6(火)、 10/13(火)、10/17(土)*	11/14(土)、11/21(土)、 11/28(土)、12/5(土)、 12/12(土)、12/19(土)*
時間		18:30～21:00	18:30～21:00	13:30～16:30
場所		兵庫県民会館(神戸市中央区) [最寄:JR元町駅]		ウィズ明石(明石市) [最寄:JR明石駅]
募集期間		5/25～7/10予定	7/1～8/31予定	9/1～10/31予定
募集人数	25名			
受講料	5,000円			
内容	・日本の食料と農業の未来 ・野菜栽培の基礎 ・農作物を育てる土づくり ・病害虫対策 ・農業と経営 ・新規就農者の事例 他			



駅前講座

*いずれの期も最終日は、兵庫楽農生活センター(神戸市西区) [13:00～16:30] で実施します。

受講生の声

- ・「農業についての基礎が学べたので、家庭菜園から始めます!」
- ・「就農コースに進み、本格就農を目指します!」



(2) 兵庫楽農生活センターの研修

市民農園利用者など農に親しみたいという人や、農業を始めたいと希望する人、有機農業
に取り組みたい人を対象に、それぞれの目的に応じて栽培に必要な知識や技術を習得する
ための研修を実施しています。

区分	生きがい農業コース	就農コース	有機農業塾
目的	市民農園などで生きがいとして農業を楽しみたい人を対象に、座学と野菜の栽培実習により基礎的な農業技術を習得する研修	本格的な農業経営(有機農業を含む)を目指す人を対象に、就農に必要な知識の講義と、専用農場での栽培実習など総合的な農業知識や栽培技術、経営管理等を習得する研修	有機農業のすそ野を拡げ、取り組む人を育てるための入門講座として、幅広く基礎的な栽培技術を習得する研修
対象者	市民農園等を利用して野菜作りを学びたい人	就農を目指す人	有機農業の知識・技術を学びたい人
募集人数	春夏コース 58人 秋冬コース 58人	25人 ※ ①いちご高設栽培コース 4名 ②果菜類周年栽培コース 8名 ③無加温施設栽培コース 8名 ④有機農業コース 5名	55人
募集期間	春夏コース 2月上旬～ 秋冬コース 6月13日～7月31日	5月29日～7月17日	2月中旬～
研修期間	約半年間 ・春夏コース 4月～8月 ・秋冬コース 9月～翌年3月	1年間 ・8月上旬～翌年8月末	月1回 全10回 ・4月～翌年1月
研修日	土曜日または日曜日 (9:30～16:30)	水曜日を除く毎日 (9:00～17:00)	原則月曜日 (10:00～15:00)
研修内容	講義：野菜栽培に必要な基礎知識(月2回程度) ・土づくりと肥料 ・作物栽培の基礎 ・野菜の栽培 ・病害虫防除 ・農業の基礎知識 等 実習： ・農場での野菜栽培(露地約40㎡) ・農産物加工 等	講義：就農に必要な基礎知識 ・土壌と肥料 ・作物栽培の基礎 ・野菜の栽培 ・病害虫防除 ・農業経営 ・消費と流通 ・農地法概要 ・農業簿記 等 実習：農場での野菜栽培 「ビニールハウス1棟」 [約120～250㎡] [露地約300㎡]	講義：有機農業の基礎知識(月1回) ・有機農業の考え方 ・保田ぼかしの製造と利用 ・土づくりのねらいと有機物の施用方法 ・有機農業の栽培技術等 実習：農場での野菜栽培
受講料等	35,000円 資料代、資材費等に充当	150,000円/年 資料代、農業機械の燃料代等に充当(種苗費、肥料費等は含みません)	15,000円/期 資料代、資材費等に充当
指導員	兵庫楽農生活センター指導員	外部講師 兵庫楽農生活センター指導員	外部講師
研修場所	兵庫楽農生活センター内研修室及び農場(神戸市西区神出町小束野)		
就農率	市民農園利用相談の実施	就農相談の実施(就農率84.3%)	学識者による相談の実施

(公社) 兵庫みどり公社 兵庫楽農生活センター 楽農学校課

〒651-2304 神戸市西区神出町小束野30-17 TEL 078-965-2047 FAX 078-965-2659

<http://hyogo-rakunou.com/>

3 県立農業大学校



(1) 新規就農者チャレンジ研修

新規就農をめざしている、定年などで農業を始める、農業法人に就職したい方などのために、就農の準備や農業の基礎的なことを学ぶ研修

	研修の名称	研修の概要	開催日程 募集期間
1	栽培技術基礎研修 [はじめての秋冬野菜づくり]	野菜栽培に初めて取り組む方などのために、秋冬野菜の特色など基礎知識や栽培技術のポイントについて研修します。 講師：山陽種苗株式会社 プロジェクトリーダー 野村哲也氏	7月30日(木) 13:30~16:00 6月30日~7月26日
2	雇用就農者のレベルアップ研修 【公開講座】※	農業法人等へ就農するために求められる知識、能力、心構えなどについて研修します。また、先輩雇用就農者の事例発表を聴き、雇用就農への道筋を具体化できるように研修します。 講師：農業法人経営者、雇用就農者	9月2日(水) 13:10~16:00 8月2日~8月30日
3	先輩就農者見学研修 ＜視察研修＞	優良な農業経営を実現している新規就農者を見学し、新規就農の事例を研修します。 講師：先輩新規就農者	10月29日(木) 13:30~17:00 9月29日~10月25日
4	多収に向けた土づくり研修 【公開講座】※	作物栽培の基本である、土づくりに関する基礎知識を研修します。 講師：一般財団法人日本土壌協会長 (東京大学名誉教授) 松本聡氏	12月17日(木) 13:10~16:00 11月17日~12月13日
5	栽培技術基礎研修 [はじめての春夏野菜づくり]	春夏野菜の特色など基礎知識や栽培技術のポイントについて研修します。 講師：山陽種苗株式会社 プロジェクトリーダー 野村哲也氏	令和3年1月28日(木) 13:30~16:00 12月28日~1月24日
6	就農準備研修 [就農への道のり]	県内で就農を志す方に、新規就農者の状況、就農支援施策、関係機関の役割などや、先輩農家の体験を聴き、就農への道筋を具体化できるように研修します。 講師：先輩新規就農者 ひょうご就農支援センター担当者 兵庫県立農林水産技術総合センター 専門技術員 木村亨氏	令和3年2月16日(火) 13:30~16:00 1月16日~2月9日
7	就農準備研修 [就農計画の立て方]	新規就農するにあたり、主な作物の農業経営の特色、農村生活、就農計画の立て方などについて研修します。 講師：兵庫県立農林水産技術総合センター 専門技術員 木村亨氏	令和3年2月22日(月) 13:30~16:00 1月22日~2月17日
8	栽培技術基礎研修 [はじめての水稻づくり]	水稻栽培に初めて取り組む方などのために、水稻栽培の基礎知識や栽培技術のポイントについて研修します。 講師：兵庫県立農林水産技術総合センター 専門技術員 松井孝之氏	令和3年2月25日(木) 13:30~16:00 1月25日~2月14日

※公開講座は、農業大学校の学生と一緒に受講

- 定員 各回 20名
- 申込み期間 各研修ごと期間内にお申し込みください
- 申込み方法 当校のホームページよりお申し込みください。



(2) 新規就農者等育成研修(実践研修)《就農率75%の実績を誇る研修》

兵庫県内で本格的に就農を希望されている方を対象に、農業大学校の施設等を利用し、1年間をととして栽培から販売まで、自ら農業経営を実践する研修

①研修期間

令和2年9月1日～令和3年8月31日 の1年間 (開講式 9月1日予定)

②研修方法

農業大学校の研修施設(園芸ハウス2棟約500㎡)を利用し、新規就農に向けて自ら樹立した研修計画に基づいて野菜、花等の栽培から販売までを実践します。栽培管理、労務管理、販売管理から経営管理まで農業経営を自ら実践することにより、就農の準備につなげます。

③研修生の要件

- ア 兵庫県の農業振興に熱意を持つ身体強健な者で概ね50歳未満の者
- イ 近い将来、兵庫県内において就農を希望し、かつ、野菜又は花き栽培での就農のプランを持つ者
- ウ 一定以上の農業に関する知識を持ち、兵庫県の平均以上の農業経営(所得)を目指す意欲と実行力を有する者

④募集期間

令和2年5月1日(金)～令和2年5月29日(金) (6月中下旬の選考委員会で決定します。)

⑤募集人数 5名程度

⑥受講料なし

⑦就農までのフォローアップ

ベテラン農家による講義、実習指導を受けることで、実際の経営能力を向上させます。

- ・農業次世代人材投資資金(準備型)の対象研修施設です。園芸ハウス10棟(高設、養液、土耕等)
- ・平成7年から平成30年度までに80名が当研修を実施。そのうち現在も農業を実施しているのは60名(75%)
- ・宿泊を希望する方は、研修宿泊棟を利用できます。
宿泊室使用料:1人1泊につき1,500円 [夕食400円、朝食300円]
減免:8日以上連続利用は8日目より1泊550円



* 研修の内容や日程などは変更される場合があります。 * 各研修の詳細は、農業大学校ホームページ(研修案内)でご確認ください。

問い合わせ先 **兵庫県立農林水産技術総合センター農業大学校 研修課**
〒679-0104 加西市常吉町1256-4 TEL 0790-47-2445 FAX 0790-47-1772
<http://hyogo-nourinsuisangc.jp/chuo/nodai/>

就農地の選定と農地の確保（権利取得）

1 就農地を選定する際の視点

就農地の選定にあたっては次のような視点で検討することが大切です。

- (1) 自分のライフスタイルに合っており、やりがいの持てる地域か
- (2) 農地の流動化に熱心であり、優良農地が借りやすい環境にある地域か
- (3) 新規就農者の応援体制や受入体制が整っている地域か
- (4) すでに営農している親等親族の支援が得られる地域か
- (5) 新規就農者が成功している実績のある地域か
- (6) 困った時に相談できる、信頼のおける師匠農家（親方農家）がいる地域か
- (7) 希望する栽培作物や品目を生産、販売するのに有利な地域か

2 農地の確保（権利取得）方法

就農地の選定後、農地を確保します。農地に関する情報は、農業委員会や農地中間管理機構に相談します。農地を購入、貸借するには以下の3つの方法があります。

(1) 農地法許可による売買、貸借

農地を買う場合や借りる場合、農地法第3条許可が必要です。

農地法の許可を受けないで行った売買契約や貸借契約は法律上の効力はありません。したがって、買入農地については登記ができません。また、借入農地については借入人が保護されませんので注意しましょう。

農地法第3条許可申請書が農地の所在する市町農業委員会（※）へ提出されますと、農業委員会は、次のような点などについて審議し、許可・不許可を決定します。

- ・ 取得者が取得農地で間違いなく農業経営を行うのかどうか。
経営計画が妥当かどうか
取得する資金があるのか
取得した農地のすべてを経営できる機械設備があるのか
- ・ 取得者が農作業に常時従事するかどうか。
- ・ 取得後の農地面積が一定面積（下限面積要件。P20参照）以上かどうか。
- ・ 取得者が取得農地を効率的に利用するかどうか

○ 農地法第3条による権利（所有権・貸借権）の移動・設定の許可手続きの流れ



問い合わせ先

※農業委員会

農業委員会は市町の行政委員会の一つで、地域の農業者から選ばれた農業委員等で組織され、農地の許認可（農地の権利移動等）をはじめ、地域農業の振興推進や農業者の利益代表としての機能を背負っています。

(2) 農業経営基盤強化促進法による権利取得 （市街化区域を除く区域で可能）

農業経営基盤強化促進法では地域の自主的な土地利用調整を尊重し、農用地の農業上の利用増進を図る観点から、地域の農業者（新規就農者も含まれます）の農用地の売買、貸借などの意向を市町が取りまとめ、農用地利用集積計画を策定します。

この集積計画を市町が公告したときに、その計画を内容とする売買や貸借契約が行われたことになります。（権利の発生）

この計画によって、売買、貸借が行われた場合は、改めて農地法第3条の許可を受ける必要はありません。また貸借については、その期間満了で自動的に貸借関係が終了します。



問い合わせ先

市町農業担い手担当部署

(3) 農地中間管理事業の推進に関する 法律による権利取得（貸借権）

農地中間管理事業の推進に関する法律により、兵庫県から農地中間管理機構の指定を受けた（公社）兵庫みどり公社では、所有者から農地を長期間（極力10年以上）借り受けて、農地の集積・集約化を行い、担い手にまとまった形で農地を貸し付けています。



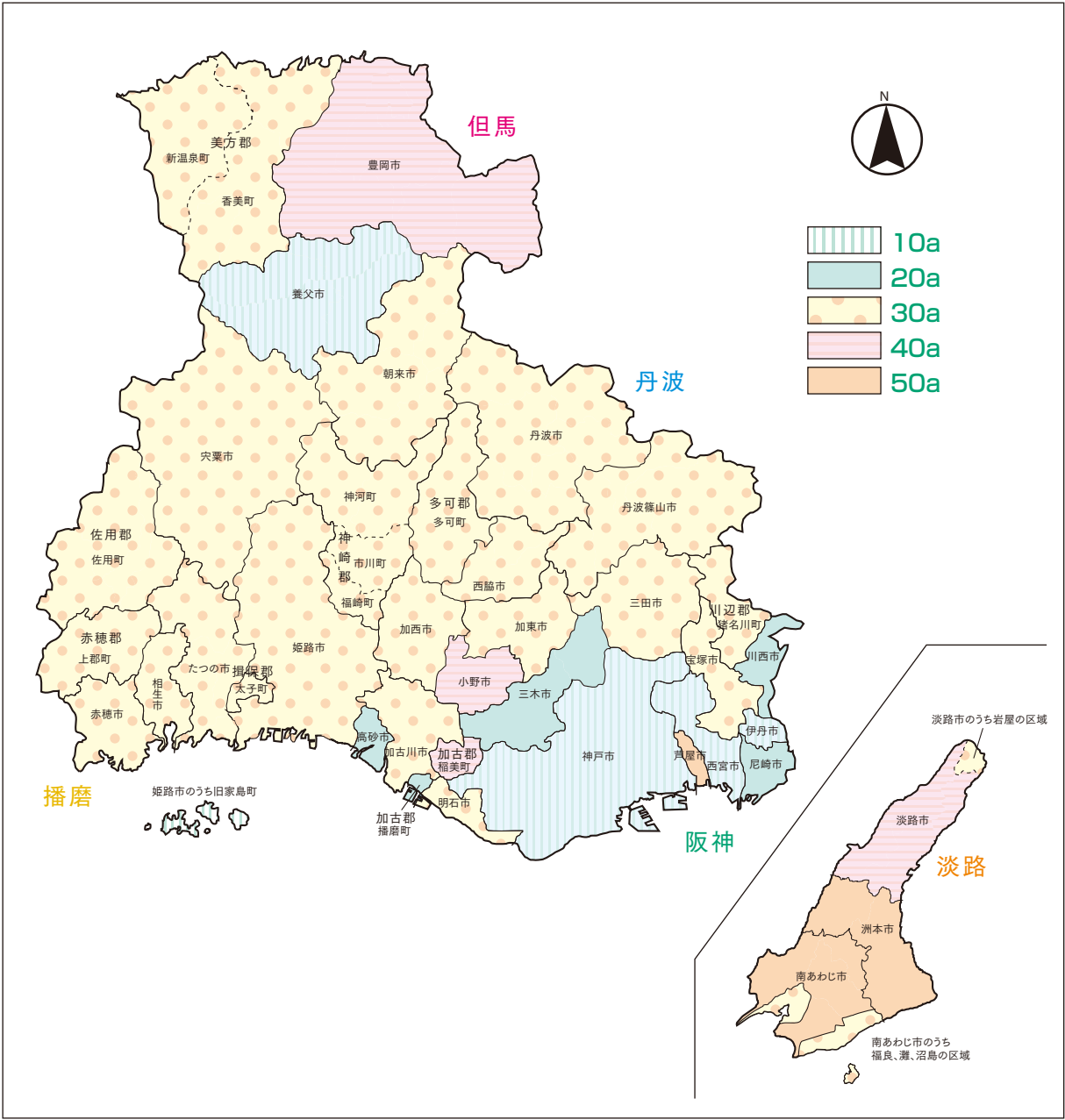
問い合わせ先

（公社）兵庫みどり公社 農地中間管理機構

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5-7-18
TEL 078-361-8114 FAX 078-361-8128
<http://www.forest-hyogo.jp/>



農地法下限面積



農地法第3条第2項第5号括弧書の規定による別段の面積一覧表

令和2年3月31日

農林名	市町名	農業委員会名	別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
神戸	神戸市	神戸市農業委員会	10a	神戸市
	尼崎市	尼崎市農業委員会	10a	尼崎市
阪神	西宮市	西宮市農業委員会	5a	西宮市のうち、鷲林寺1丁目、鷲林寺2丁目、鷲林寺町の区域
			10a	西宮市（鷲林寺1丁目、鷲林寺2丁目、鷲林寺町を除く。）
	芦屋市	—	20a	芦屋市のうち、六麓荘町、朝日ヶ丘町、岩園町の区域
			50a	芦屋市（六麓荘町、朝日ヶ丘町、岩園町の区域を除く。）
	伊丹市	伊丹市農業委員会	10a	伊丹市
	宝塚市	宝塚市農業委員会	10a	宝塚市のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域
			30a	宝塚市（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域を除く。）
	川西市	川西市農業委員会	10a	川西市
	三田市	三田市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
加古川	明石市	明石市農業委員会	30a	三田市のうち1㎡区域を除く区域
			10a	猪名川町
			30a	都市計画法第7条第1項による市街化区域 市街化調整区域

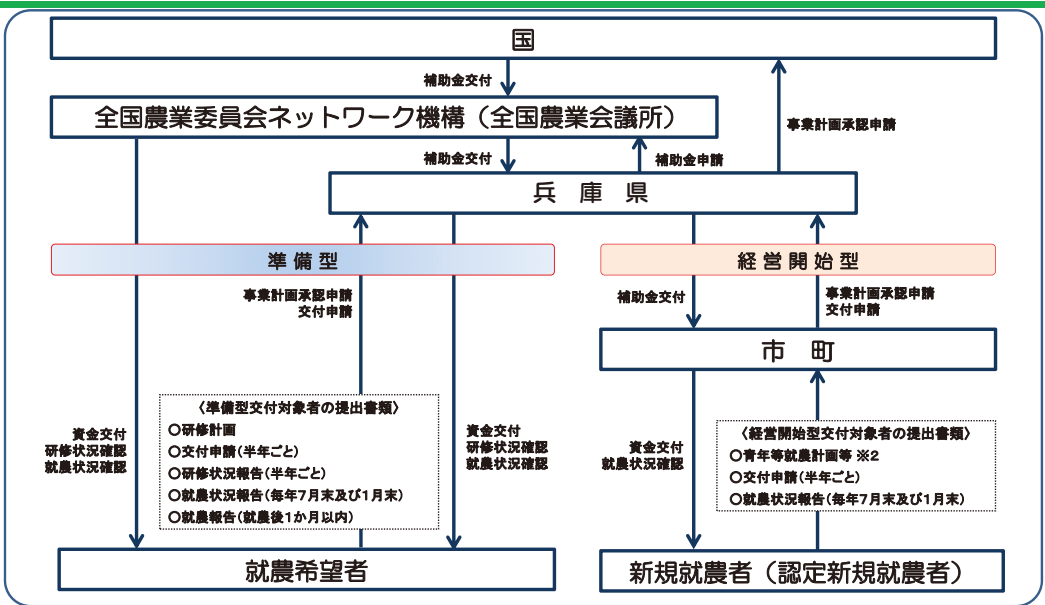
農林名	市町名	農業委員会名	別段の面積	左に掲げる別段の面積を適用する区域
加古川	加古川市	加古川市農業委員会	概ね1～5a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			20a	加古川市のうち、加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町及び米田町の区域
			30a	加古川市（加古川町、野口町、平岡町、尾上町、別府町及び米田町の区域を除く。）
			40a	高砂市
	播磨町	播磨町農業委員会	20a	播磨町
加東	西脇市	西脇市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	西脇市のうち1㎡区域を除く区域
	三木市	三木市農業委員会	20a	三木市
	小野市	小野市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			40a	小野市のうち1a区域を除く区域
	加西市	加西市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
姫路	加東市	加東市農業委員会	30a	加西市のうち1a区域を除く区域
	多可町	多可町農業委員会	1㎡	加東市
			30a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
	姫路市	姫路市農業委員会	10a	姫路市のうち、家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域
			30a	姫路市（家島町宮、家島町真浦及び家島町坊勢の区域並びに都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域を除く。）
	市川町	市川町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	市川町のうち1㎡区域を除く区域
	福崎町	福崎町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	福崎町のうち1㎡区域を除く区域
	神河町	神河町農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
光都			10a	神河町のうち1a区域を除く下記の区域 新田、作畑、大畑、越知、岩屋、猪篠、上小田、川上、長谷、栗、刈
			30a	神河町（上記以外の区域）
	相生市	相生市農業委員会	30a	相生市
	赤穂市	赤穂市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	赤穂市のうち1a区域を除く区域
	宍粟市	宍粟市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	1a区域を除く次の区域 宍粟市山崎町のうち、梯、大谷、上ノ（上ノ字北尾及び市道細野線以北の地域）、小茅野、塩山、大沢、塩田、一宮町のうち福知、繁盛地区（上岸田、百千家満、草木、千町、黒原、井内、横山、倉床）、波賀町のうち野尻以北（野尻、原有賀、原、日ノ原、音水、引原、鹿伏、戸倉、道谷）及び千種町のうち西河内、奥西山、西山、七野、下河野、鷹巣
			30a	宍粟市（上記以外の区域。）
	たつの市	たつの市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	たつの市のうち1㎡区域を除く区域
	太子町	太子町農業委員会	30a	太子町
	上郡町	上郡町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
豊岡			10a	上郡町のうち、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域
			30a	上郡町（都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第1項による市街化区域を除く。）
	佐用町	佐用町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	佐用町のうち1㎡区域を除く区域
朝来	豊岡市	豊岡市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			40a	豊岡市のうち1㎡区域を除く区域
	香美町	香美町農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
丹波			30a	香美町のうち1㎡区域を除く区域
	新温泉町	新温泉町農業委員会	30a	新温泉町
	朝来市	朝来市農業委員会	1a（1㎡）	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	朝来市のうち上記区域を除く区域
	朝来市	朝来市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
洲本			30a	朝来市のうち1㎡区域を除く区域
	丹波篠山市	丹波篠山市農業委員会	1㎡	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			30a	丹波篠山市のうち1㎡区域を除く区域
	丹波市	丹波市農業委員会	1a	農業委員会が別途公示する特定の地番の農地
			10a	丹波市の区域のうち1aの区域を除く下記の区域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域以外の区域 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号により農用地区域に指定された区域
淡路	洲本市	洲本市農業委員会	50a	洲本市全域
	南あわじ市	南あわじ市農業委員会	30a	南あわじ市のうち、福良、灘、沼島の区域
			50a	南あわじ市（福良、灘、沼島の区域を除く。）
	淡路市	淡路市農業委員会	30a	淡路市のうち、岩屋の区域
			40a	淡路市のうち、塩田、志筑、中田、生穂、佐野、大町、仁井、野島、富島、浅野、育波、室津、尾崎、郡家、多賀、江井、山田、釜口、飯屋、浦及び楠本の区域

1 農業次世代人材投資資金

就農前の研修期間（2年以内）及び経営が不安定な就農直後（5年以内）の所得を確保する資金を交付します。

準備型（研修期間中）	経営開始型（独立・自営就農直後）
●県農業大学校等の県が認める農業経営者育成教育機関・先進農家・先進農業法人で研修を受ける場合、原則として50歳未満で独立就農、雇用就農又は親元就農するなど一定の要件を満たした方に対し交付 ●交付期間1年につき、150万円を最長2年間交付 ・研修終了後1年以内に、独立自営の経営開始又は農業法人等へ就農しなかった場合、及び交付期間の1.5倍（最低2年）以上就農を継続しない場合は全額返還 ・研修終了後1年以内に親元就農する者も対象となるが、5年以内に経営を継承をしない又は共同経営者にならない場合は全額返還 ・自立自営を目指す者については、就農から5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならない場合は全額返還	●原則として50歳未満で市町が作成する「人・農地プラン」に位置づけられている（又は位置づけられると見込まれる）など一定の要件を満たした認定新規就農者等に対し交付 ●交付期間1年につき、最大150万円を最長5年間交付 ・市町が適切な就農をしていないと判断した場合は打ち切り ・所得が350万円以上ある場合は交付しない ・交付期間終了後、交付期間と同期間以上営農を継続しない場合は返還

○ 農業次世代人材投資事業の実施体制・手続



※1 準備型は都道府県または青年農業者等育成センターどちらかが交付する。(所在する都道府県での就農を基本としていない教育機関で研修を受ける者に対しては全国農業委員会ネットワーク機構 (全国農業会議所) から交付することができる。この場合、研修後の就業状況は、全国農業委員会ネットワーク機構 (全国農業会議所) と就業先の都道府県が協力して確認する。)

※2 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画に農業次世代人材投資資金申請追加資料を添付したもの

問い合わせ先

準備型（研修期間中）については
兵庫県農政環境部農政企画局農業経営課（担い手対策班）
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
TEL 078-341-7711 (代表) 内線3952・3953 FAX 078-362-9394
<http://web.pref.hyogo.lg.jp/org/nogyokeiei/>

経営開始型（独立・自営就農直後）については
就農地のある市町の農業担い手担当部署にご相談ください。

2 青年等就農資金（無利子）[窓口] JA、日本政策金融公庫等

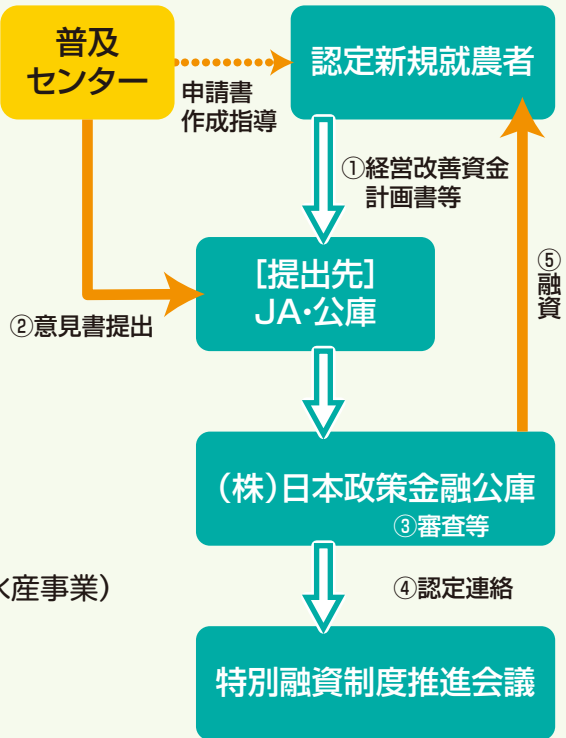
(1) 貸付対象者

青年等就農計画を作成し、市町長の認定を受けた者（認定新規就農者）

(2) 青年等就農資金の概要

貸付主体	日本政策金融公庫
資金の内容	・施設、機械等の取得等（農地の取得は除く） ・長期運転資金
貸付限度額	3,700万円(特認1億円)
償還(据置)期間	17年以内（うち据置5年以内）
担保等	実質的な無担保・無保証

(3) 借入手続きの流れ



【問い合わせ先】

(株) 日本政策金融公庫 神戸支店 (農林水産事業)
TEL078-362-8451

3 その他の主な資金

資金名	申込先	資金目的	貸付対象者	貸付限度額	償還期間
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	日本政策金融公庫	農地、機械・施設 長期運転資金等	認定農業者	個人 3 億円 法人 10 億円以内	25 年以内 (うち据置 10 年以内)
農業近代化資金	農業協同組合 ほか民間金融機関	機械・施設・長期 運転資金等	認定農業者等 の担い手	原則 個人 1,800 万円 法人 2 億円以内	7～20 年以内 (うち据置 2～7 年)
美しい村づくり資金	農業協同組合	施設の整備に必要な資金、営農に必要な運転資金、災害復旧にかかる運転・設備資金	農業者、任意団体、法人等	個人：1,000 万円以内 (災害資金は 500 万円以内) 団体等：2,000 万円以内 (災害資金は 1,000 万円以内)	5～15 年以内 (うち据置 1～2 年)

※最新の金利及び詳細は金融機関にお問い合わせ下さい。

青年等就農計画制度は、新たに農業を秘めようとする者が作成する青年等就農計画を市町が認定し、その計画に沿って農業を営む認定新規就農者に対して重点的に支援するというものです。

計画の作成にあたっては、就農予定地の農業改良普及センター（地域就農支援センター事務局）が指導・助言を行います。

1 対象者

その市町の区域内において新たに農業経営を営もうとする青年等

- ・ 青年（原則18歳以上45歳未満）
- ・ 知識・技能を有する者（65歳未満）
- ・ 上記の者が役員の過半数を占める法人

※ 農業経営を開始して一定の期間（5年）を経過しない者を含み、認定農業者は除く

2 青年等就農計画の認定要件

- ・ その計画が市町の基本構想に照らして適切であること
- ・ その計画が達成される見込みが確実であること 等

3 認定新規就農者のメリット措置

- ・ 青年等就農資金（無利子融資）
- ・ 農業次世代人材投資事業（経営開始型）
- ・ 担い手確保・経営強化支援事業
- ・ 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（融資主体補助型）
- ・ 経営所得安定対策（ゲタ・ナラシ対策）
- ・ 認定新規就農者への農地集積の促進
- ・ 農業者年金保険料の国庫補助（青色申告者に限る）

○青年等就農計画認定の流れ



※ 申請書イメージ
（申請書様式は就農地の市町で入手できます。）

青年等就農計画認定申請書

市町村長 殿
申請者住所
氏名＜名称・代表者＞（印）
年 月 日生（ 歳）
＜法人設立年月日 年 月 日設立＞

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 14 条の 4 第 1 項の規定に基づき、次の青年等就農計画の認定を申請します。

青 年 等 就 農 計 画			
就 農 地		農業経営開始日	年 月 日
就農形態 （該当する形態に レ印）	☐ 新たに農業経営を開始 ☐ 親（三親等以内の親族を含む。以下同じ。）の農業経営とは別に 新たな部門を開始 ☐ 親の農業経営を継承 ☐ 全体、 ☐ 一部 継承する経営での従事期間 年 か月		
目標とする営農類型 （備考の営農類型 の中から）			

就農1年目の平均費用と農産物売上高

平成25年に全国新規就農相談センターが行った「就農1年目の平均費用と農産物売上高」調査によると、就農1年目は、全作目平均で、費用が営農面658万円（うち初期投資500万円）生活面227万円、合計885万円、これに対する農産物売上高は262万円で、大幅な赤字になっています。

新規就農者の経営が軌道にのるまでには、3～5年かかるとされており多額の資金が必要となってきますが、農業経営を始める、つまり起業するにあたっては、十分な自己資金を用意し、調達資金は極力低く抑えることが原則です。

（H25 全国新規就農相談センター調査、単位：万円）

	営農面					生活面	就農1年目 農産物売上
	機械施設資金 (A)	営農資金 (B)	費用合計 (A+B=C)	自己資金 (D)	差額 (D - C)	自己資金	
全作目平均	500	158	658	332	△ 326	227	262
水稻・麦・雑穀類、 豆類	445	130	575	256	△ 319	212	160
露地野菜	228	93	321	245	△ 76	207	144
施設野菜	771	227	997	398	△ 600	242	301
花き・花木	631	197	827	281	△ 546	208	205
果樹	256	77	333	350	17	328	143
酪農	2,314	1,400	3,714	583	△ 3,132	274	3,956
その他畜産	804	113	917	429	△ 488	150	32

1 地域の担い手への定着応援（地域の担い手定着応援事業）

事業概要	① 地域応援型 非農家や第二種兼業農家出身者等必要であると認められる独立新規就農者が、地域へ円滑に溶け込み、早期に経営安定が図られるよう、親方農家から栽培技術や経営の指導・助言、販路の確保や経営規模拡大等に係る指導・助言を受けられる。（年間 150 時間以上） ② 法人等ステップアップ支援型 新たな部門に取り組むために雇用する新規就農者に対し親方農家が早期の技術習得を支援する。（年間 90 時間以上）
募集期間	令和 2 年 5 月 11 日～ 12 月末
問い合わせ先	（一社）兵庫県農業会議・ひょうご就農支援センター、地域就農支援センター

2 園芸用ハウス等導入助成（農業施設貸与事業）

事業概要	新規就農者の初期投資負担軽減のため、リース等による園芸用ハウス等の導入を支援する。
対象者	新規就農者（新規参入者、UJI ターン者）、農業法人、生産拡大に取り組む農業者等
対象施設	園芸用ハウス及びその附属施設・機械
助成額	新規就農者 1/2 以内、農業法人等 1/3 を限度に補助
問い合わせ先	JA（農業協同組合）ほか（事業実施主体）事業実施主体にリース会社も可



3 親元就農者への設備投資助成（農業後継者地域リーダー育成事業）

事業概要	親元就農した新規就農者の農業経営の規模拡大や生産方式の合理化等、経営改善を図る取組みを支援することにより、地域農業を牽引する中核的なリーダーを育成する。
対象者	以下のすべてを満たす者 ① 平成 29 年度以降に親元就農（尊属 3 等身以内）した農家子弟であること ② 就農時の年齢が 50 歳未満であること ③ 認定農業者、認定新規就農者（法人の場合は役員であること）（市町への申請中を含む）、または地域協議会会長が認めた者 ④ 人・農地プランの中心経営体（見込みを含む）、または市町あるいは農業改良普及センターが推薦する者、または農地中間管理機構からの農地借受者 ⑤ 国の事業（農業次世代人材投資資金（経営開始型））の対象とならない者
助成額	必要経費の 1/2（150 万円を限度） （交付時期） 承認された事業を遂行し、実績報告書と合わせて請求書を提出したのちに交付（概算請求も可）
対象経費	設備投資等の費用 ① 経営規模拡大や生産の合理化等に必要な機械・施設・資材の導入 ② 新たな作物・品種の導入 ③ 生産力向上・省力化に資する ICT 技術等の新技術の導入 ④ 農業技術やリーダーシップの習得に必要な研修・視察にかかる経費 （海外の農業を視察し視野を広めて自己の農業に資するための研修制度として別途「農業後継者等海外派遣事業」があります。）
申請時期	4 月から 6 月まで
問い合わせ先	（公社）兵庫みどり公社 兵庫楽農生活センター 楽農学校課 最寄りの JA（農業協同組合）・農業改良普及センター

4 海外研修への助成（農業後継者等海外派遣事業）

事業概要	農業後継者の経営の高度化・多角化を目的に、海外輸出や 6 次産業化など新たなビジネス展開のため、農業後継者が自ら企画又は他の団体等が主催する研修に参加して、欧州、アジア等での市場調査等に要する費用の一部を助成する。
対象者	① 県名で農業に従事する概ね 45 歳未満の者 ② 選考委員会において対象者を選定
募集期間	1 次募集 前年度の 11 月～ 1 月末 2 次募集 5 月～ 7 月末
審査・決定	1 次募集応募者 2 月 2 次募集応募者 8 月
助成額	必要経費の 1/2（50 万円を限度） （交付時期） 実績報告書提出後に精算払いで交付
問い合わせ先	（公社）兵庫みどり公社 兵庫楽農生活センター 楽農学校課 最寄りの JA（農業協同組合） 農業改良普及センター

5 田舎暮らしを応援（田舎暮らし農園施設整備支援事業）

事業概要	（農園施設整備） 遊休農地等を家庭菜園や営農等に活用する場合に必要な農地整備、施設整備の費用を助成する。 （空き家・農林漁業体験民宿改修） ・空き家を二地域居住の拠点や居住地とする場合の改修費用を助成する。 ・農林漁業体験民宿の開設・機能強化にかかる経費を助成する。
対象者	① 二地域居住を実践する者 ② 移住して家庭菜園・農業を始める者 ③ 所有する農地を他の人が利用できるように整備したい者 ④ 新たに農業体験民宿を開業する者 ⑤ 経営中の農業体験民宿を充実させたい者
対象経費	（農園施設整備） ① 農地の復旧、② 簡易な基盤整備、③ 施設・備品整備 （空き家・農林漁村体験民宿改修） ① 水回り、家根のふき替え、内装、外壁塗装等の空き家改修全般 ② 農林漁業体験民宿開設・機能強化に必要な施設整備
助成額	（農園施設整備） 対象経費の 1/2（75 万円を限度） （空き家・農林漁業体験民宿改修） 対象経費の 1/3（空き家改修：100 万円を限度、農林漁業体験民宿改修：150 万円を限度）
問い合わせ先	農林（水産）振興事務所 兵庫県農政環境部農政企画局総合農政課楽農生活室

※市町の支援策は、全国新規就農相談センターホームページへ



農業改良普及センター（地域就農支援センター事務局）

農業改良普及センターは、県の出先機関で、県内13箇所に設置されており、農畜産物の生産技術や農業経営に関する指導を行っています。

また、地域就農支援センターの事務局でもあり、地域段階での就農相談・支援の窓口として、市町、農業委員会、JA等構成団体とともに、就農開始に係る各種相談（技術・経営、農地、資金等）や営農計画作成に係るアドバイスなどを行っていますので、ご相談ください。

■神戸農業改良普及センター（神戸地域就農支援センター）

〒651-2304 神戸市西区神出町小東野30-19 TEL 078-965-2102 所管区域:神戸市

■阪神農業改良普及センター（阪神地域就農支援センター）

〒669-1531 三田市天神1-10-14 TEL 079-562-8861

所管区域:尼崎市・西宮市・芦屋市・伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町

■加古川農業改良普及センター（加古川地域就農支援センター）

〒675-8566 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 TEL 079-421-9165

所管区域:明石市・加古川市・高砂市・稲美町・播磨町

■加西農業改良普及センター（北播磨地域就農支援センター）

〒679-0103 加西市別府町西大谷甲2662 TEL 0790-47-1448

所管区域:西脇市・三木市・小野市・加西市・加東市・多可町

■姫路農業改良普及センター（姫路地域就農支援センター）

〒670-0965 姫路市東延末3丁目12（東延末仮庁舎） TEL 079-281-9335

所管区域:姫路市・市川町・福崎町・神河町

■光都農業改良普及センター（光都地域就農支援センター）

〒678-1205 赤穂郡上郡町光都2-25 TEL 0791-58-2210 所管区域:相生市・赤穂市・上郡町・佐用町

■龍野農業改良普及センター（揖保地域就農支援センター）

〒679-4167 たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3 TEL 0791-63-5175

所管区域:たつの市・宍粟市・太子町

■豊岡農業改良普及センター（豊岡地域就農支援センター）

〒668-0025 豊岡市幸町7-11 TEL 0796-26-3707 所管区域:豊岡市

■新温泉農業改良普及センター（美方地域就農支援センター）

〒669-6701 美方郡新温泉町芦屋522-4 TEL 0796-82-1161 所管区域:香美町・新温泉町

■朝来農業改良普及センター（南但地域就農支援センター）

〒669-5202 朝来市和田山町東谷213-96 TEL 079-672-6888 所管区域:養父市・朝来市

■丹波農業改良普及センター（丹波地域就農支援センター）

〒669-3309 丹波市柏原町柏原688 TEL 0795-73-3805 所管区域:丹波篠山市・丹波市

■南淡路農業改良普及センター（南淡路地域就農支援センター）

〒656-0442 南あわじ市八木養宜中560-1 TEL 0799-42-0649 所管区域:洲本市・南あわじ市

■北淡路農業改良普及センター（北淡路地域就農支援センター）

〒656-2131 淡路市志筑1421-1 TEL 0799-62-0671 所管区域:淡路市

関係機関

〈農業全般〉

JA兵庫中央会（兵庫県農業協同組合中央会）（営農支援部）

〒650-0024 神戸市中央区海岸通1

TEL 078-333-5893 FAX 078-325-2140

<http://ja-grp-hyogo.ja-hyoinf.jp/>

JA（農業協同組合）

県内には、14のJAがあり、各地にその支所や支店があります。JAは組合員のために農業資材、農畜産物の集荷・販売、営農指導、貯金の引き受け、融資、生命共済・建物共済等の幅広い事業を行っています。ほとんどの農家が組合員として加入し、農業経営や農村で生活する上で重要な役割を果たしています。

※JAの所在地等については、JA兵庫中央会におたずねください。

〈酪農〉

兵庫県酪農農業協同組合

〒651-2124 神戸市西区伊川谷町潤和1058

TEL 078-976-5011 FAX 078-976-5012

<http://hyoraku.or.jp/farm>

〈定住全般〉

ひょうご田舎暮らし・多自然居住支援協議会 （事務局:兵庫県県土整備部住宅建築局住宅政策課）

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

TEL 078-362-3611 FAX 078-362-9458

<http://support.hyogo-jkc.or.jp/inaka/>

〈都会からの定住〉

カムバックひょうごセンター

〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号（神戸クリスタルタワー6階）

TEL 078-360-9971／9972 FAX 078-360-0071

<https://www.comebackhyogo.com/guide/>

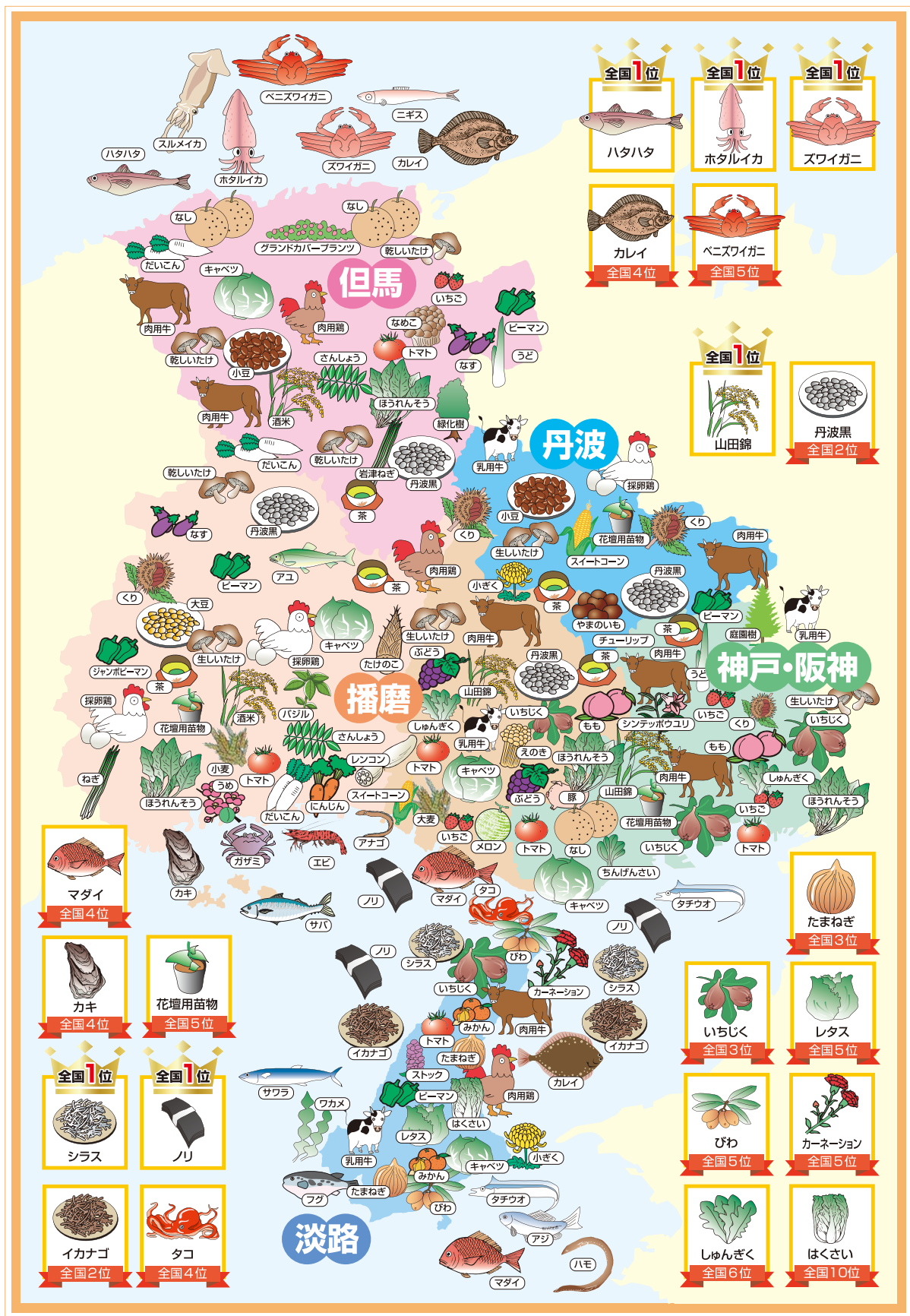
〈求人情報〉

ハローワーク

ハローワークの所在地及び管轄は兵庫労働局のホームページでご確認ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/hyogo-roudoukyoku/roudoukyoku/info_hellowork.html

多彩なひょうごの農林水産業



ひょうごの「農」2020 から

平成26～30年度における新規就農者の育成・確保の状況(65歳未満)

	H26年度(H27.3 末)		H27年度(H28.3 末)		H28年度(H29.3 末)		H29年度(H30.3 末)		H30年度(H31.3 末)	
(内訳)	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
性別	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%	279	100.0%	256	100.0%
男性	234	77.2%	248	79.7%	253	85.2%	229	82.1%	219	85.5%
女性	69	22.8%	63	20.3%	44	14.8%	50	17.9%	37	14.5%
年齢別	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%	279	100.0%	256	100.0%
15～19歳	21	6.9%	19	6.1%	17	5.7%	15	5.4%	16	6.3%
20～29歳	97	32.0%	95	30.5%	90	30.3%	89	31.9%	70	27.3%
30～39歳	108	35.6%	96	30.9%	88	29.6%	94	33.6%	83	32.4%
40～44歳	33	10.9%	51	16.4%	42	14.1%	36	12.9%	37	14.5%
45～49歳	17	5.6%	23	7.4%	21	7.1%	15	5.4%	18	7.0%
50～59歳	27	8.9%	27	8.7%	25	8.4%	20	7.2%	23	9.0%
60～64歳					14	4.7%	10	3.6%	9	3.5%
作物別	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%	279	100.0%	256	100.0%
野菜	184	60.7%	181	58.2%	153	51.5%	186	66.6%	144	56.2%
花き	11	3.6%	9	2.9%	4	1.3%	10	3.6%	4	1.6%
果樹	32	10.6%	23	7.4%	20	6.7%	10	3.6%	16	6.2%
水稻	44	14.5%	59	19.0%	72	24.2%	37	13.3%	58	22.7%
畜産	29	9.6%	34	10.9%	40	13.5%	29	10.4%	30	11.7%
その他	3	1.0%	5	1.6%	8	2.7%	7	2.5%	4	1.6%
就農区分	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%	279	100.0%	256	100.0%
農家子弟	76	25.1%	80	25.7%	92	31.0%	90	32.3%	91	35.5%
(うち独立就農)	(58)		(59)		(60)		(63)		(67)	
(うち雇用就農)	(18)		(21)		(32)		(27)		(24)	
非農家子弟	227	74.9%	231	74.3%	205	69.0%	189	67.7%	165	64.5%
(うち独立就農)	(84)		(102)		(93)		(92)		(92)	
(うち雇用就農)	(143)		(129)		(112)		(97)		(73)	
就農形態	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%	279	100.0%	256	100.0%
独立就農	142	46.9%	161	51.8%	153	51.5%	155	55.6%	159	62.1%
(うち農家子弟)	(58)		(59)		(60)		(63)		(67)	
(うち非農家子弟)	(84)		(102)		(93)		(92)		(92)	
雇用就農	161	53.1%	150	48.2%	144	48.5%	124	44.4%	97	37.9%
(うち農家子弟)	(18)		(21)		(32)		(27)		(24)	
(うち非農家子弟)	(143)		(129)		(112)		(97)		(73)	
県民局区分	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%	279	100.0%	256	100.0%
神戸	48	15.8%	53	17.0%	45	15.2%	39	14.0%	33	12.9%
阪神	17	5.6%	16	5.1%	20	6.7%	14	5.0%	13	5.1%
東播磨	25	8.3%	16	5.1%	19	6.4%	19	6.8%	18	7.0%
北播磨	35	11.6%	40	12.9%	28	9.4%	28	10.0%	26	10.2%
中播磨	20	6.6%	26	8.4%	14	4.7%	17	6.1%	13	5.1%
西播磨	28	9.2%	42	13.5%	38	12.8%	37	13.3%	35	13.7%
但馬	31	10.2%	28	9.0%	28	9.4%	23	8.2%	28	10.9%
丹波	32	10.6%	34	10.9%	37	12.5%	30	10.8%	41	16.0%
淡路	67	22.1%	56	18.0%	68	22.9%	72	25.8%	49	19.1%
出身地	303	100.0%	311	100.0%	297	100.0%	279	100.0%	256	100.0%
県内	297	98.0%	299	96.1%	270	90.9%	245	87.8%	225	87.9%
県外	6	2.0%	12	3.9%	27	9.1%	34	12.2%	31	12.1%
県外うち独立就農	1	16.7%	10	83.3%	13	48.1%	13	38.2%	18	58.1%
県外うち雇用就農	5	83.3%	2	16.7%	14	51.9%	21	61.8%	13	41.9%

注1 平成24年度～27年度は新規就農者数の目標数値に60歳未満の数値を用いていたが、28年度以降は新規就農者数の年度間目標を400人としたことに伴い、65歳未満の数値を用いている

注2 雇用就農者については、農業改良普及センターや市町等で把握した就農者を集計している

(一社)兵庫県農業会議 ひょうご就農支援センター

就農相談窓口のご案内

相談日

月～金（祝祭日除く）

相談時間

9:00～11:00、13:00～16:00

事前に電話で予約をお願いします

場 所

〒650-0011

神戸市中央区下山手通4丁目15番3号

兵庫県農業共済会館3階

TEL 078-391-1222 FAX 078-391-8755
ホームページアドレス <http://www.hyogo-shunou.jp/>



交 通

JR「元町駅」、阪神「元町駅」から徒歩5分
神戸市営地下鉄「県庁前駅」から徒歩2分

